5/10 京日(夕)

貸し付けで支えられるのか 自問

コロナ困窮者の支援策 職員葛藤

コロナ禍で生活苦の人びとを支える役割を果たせているのか――。収入が減った人を対象に無利子でお金を貸す政府の支援策「特例貸し付け」。その窓口になっている社会福祉協議会の職員が、そんな自問自答を繰り返している。業務が多忙を極め、申請者の生活を再建するまで後押しするのが難しい。貸し付けを重ねる日々に、空しさが募る。

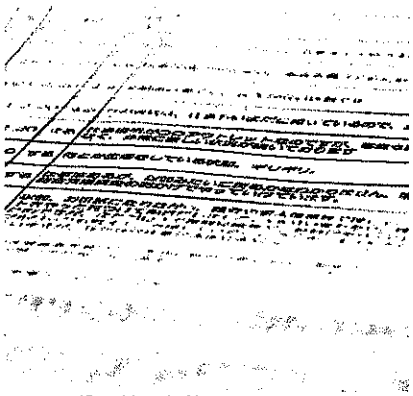

貸し付けを利用した人々の声。「何とか生活している状態。ギリギリ」といった切迫した状況がうかがえる

特例貸し付け

無利子・保証人不要でお金を貸すコロナ禍の特例制度。実施主体は都道府県の社会福祉協議会、窓口は最寄りの市区町村の社協となる。緊急小口資金は、休業などで収入が減った人を対象に生計を維持するために緊急で20万円を上限に貸す。総合支援資金は失業者を含め、収入減で生活が苦しい人を対象に生活再建までの資金を貸し付ける。2人以上の世帯では最大月20万円を9カ月間、計180万円を貸す。いずれも返済時に住民税が非課税世帯の場合は、返済が免除される。

生活再建つなげず

「苦しい状況の人に借金をさせている。これが福祉なのか疑問に思う」

全国の社協の職員118人を対象にしたアンケートには、現場のこんな声が寄せられた。3月に「関西社協コミュニティワーカー協会」が公表した。

政府は昨年3月、コロナの影響で収入が減った世帯を対象に、生活費を貸し付ける制度の条件を緩め、使いやすくした。無利子で、条件を満たせば一部の人は返済を免除する。「緊急小口資金」と「総合支援資金」の名称で、最大で計200万円を借りられる。

窓口となる各地の社協には申し込みが殺到している。二つの資金の貸付総額は全国で計8429・5億円、申請件数は209・4万件（4月17日）。特に2月に貸し付けの上限を増やして以降、申請が急増傾向にある。

危機が長期化するにつれ、窓口の職員からは、貸付額が積み上がるばかりで生活再建まで行き着かない、といった疑問の声が出ている。

「貸し付け以外の支援施策がいまだに打ち出されてないことが、相談現場で苦しい」

「空しさが募ってしまいます。先が見えないのに、返す前提の貸し付けを延々と続けるのは私たちの仕事ではない」

アンケートにもそんな本音がのぞく。貸付制度について「有効性への疑問」を感じたかどうかをたずねている。有効性への疑問が「非常にあった」と答えたのは49％。「あった」の42％を合わせると全体の91％に達した。

職員は膨大な申請への対応に忙殺され、生活保護などほかの支援につなぐことも難しくなっている。アンケートでは、「丁寧な相談支援ができないジレンマ」が「非常にあった」との回答が32％、「あった」が44％と、合計76％に及んだ。

国の理想とズレ

貸し付けを受けた側はどのような状況にあるのか。大津市の社会福祉協議会は、申請者1283人の声をまとめた。

「（生活費の借り入れで）とても助かった。子どものランドセルなどを買うことができて、本当によかった」（30代、正社員）

「小売業。今年1月の利益は3万円弱しかない」（70代、自営業）

「コロナ禍により妻がパート収入がなくなり、中学3年生の子どもの学習塾を辞めざるを得なくなった」（40代、パート）

「母子家庭。子どもが3歳で保育園に。コロナのために退職となりそう。別の仕事を探しているが、なかなか見つからない」（20代、正社員）

「体調はよくないが病院に行っていません。精神的にかなりまいっています」（40代、自営業）

大津市社協は2020年度、8519件の支給を決定した。19年度の約150倍だ。集まった声からは、コロナによって年齢を問わず貧困が広がっていることが浮き彫りになっている。

山口浩次・事務局次長は「コロナの当初は命をつなぐ役割を果たした。ただ、長引くなかで貸し付けをずっと続けても生活再建につながりづらく、現場にはジレンマがある」と話す。

申請者は、社会的に孤立している人も少なくない。支援への接点をつくるため、大津社協では手書きの手紙を送ったり、自宅を訪問したりする試みが続く。

政府も「次（の支援制度）につなげていくことが重要」（田村憲久厚生労働相）と強調するが、国が思い描く理想と現場の実態とのズレがうかがえる。

生活困窮者への貸付制度に詳しい日本福祉大学の角崎洋平准教授は「新型コロナが感染拡大した初期のころは、緊急で生活費を行き渡らせる意味で貸し付けは評価できる」とする一方、「コロナが長期化するなか、この制度に頼りすぎている」と話す。丁寧な相談対応ができず、ほかの低所得者支援の仕組みにつなぐことが十分にできていない課題があるという。

角崎准教授は「資金の貸し付けで十分だったのか。危機に対応できる社会保障制度に向け、検証が必要だ」と指摘する。（久永隆一）